

居宅介護支援重要事項説明書

ピースケア合同会社

居宅介護支援重要事項説明書

< 年 月 日現在 >

1、当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-954-8969（午前8時30分～午後5時30分まで）

*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2、居宅介護支援センターピースケア三郷の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センターピースケア三郷
所在地	三郷市早稲田4-20-26
介護保険指定番号	居宅介護支援(埼玉県 1171201971 号)
サービスを提供する地域	三郷市（埼玉県）、流山市・野田市（千葉県）

*上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者（主任介護支援専門員）	相談員・介護福祉士	1名		常勤兼務	1名
介護支援専門員	介護福祉士	2名		常勤専従	2名
介護支援専門員	保健師	1名		常勤専従	1名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祭日	電話連絡可能

*緊急連絡電話 048-954-8969（24時間受付）

3、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 居宅介護サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出
- (2) 居宅介護サービス計画(ケアプラン)のための面接
- (3) 当該地域における指定居宅サービス事業者等また各種サービスの内容等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者は、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが出来ます。
- (4) 利用者の日常生活全般を支援する観点から介護給付等対象サービス、また、それ以外の保健医療サービス、福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けます。
 - ・ 特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては医療機関からの退院患者において退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成する「主治医の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含む。
 - ・ 選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者などに対し、メリット及びデメリット含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択にあたって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況などを踏まえ提案を行うこととします。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料、また位置づけた理由、サービス毎の利用割合、サービス事業所毎の提供割合を利用者およびその家族に説明します。
- (7) 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合について利用者およびその家族に説明します。

【（別紙）サービスの利用状況等について参照】
- (8) 利用者が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- (9) サービスの提供開始

(10)経過観察・再評価

①利用者およびその家族と少なくとも1月1回 連絡を取り、訪問し経過の把握に努めます。

・ 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を生かしたモニタリングを可能とする。

ア・利用者の同意を得ること

イ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i・利用者の状態が安定していること。

ii・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。

(家族のサポートがある場合も含む)

iii・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

ウ・少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合には6月1回）は利用者の居宅を訪問すること。

経過観察・再評価（モニタリング）についての同意

☐ テレビ電話装置などによるモニタリングのメリット・デメリットを含め具体的な実施方法について説明を受けました。

☐ テレビ電話装置によるモニタリングの実施について同意します。

4、利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】の通りです。

5、サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。事業者職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

・お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

・自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了いたします。

お客様が介護保険施設に入所した場合

介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)

認定された場合 *この場合、条件を変更して再度契約することができます。

お客様がお亡くなりになった場合

・その他

お客様やご家族などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は即座に契約を解約することができます。

(背信行為とは、暴言、暴力、脅迫、ハラスメント、反社会勢力であることが判明した場合。)

6、事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

7、緊急時の対応

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行う等、必要な対応を行います。

8、主治医及び医療機関との連絡

事業者は利用者の主治医及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとり、利用者の疾患に対する対応を円滑に行います。このため以下の対応をお願いします。

(1)利用者の不測の入院に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳などに、当事業所名および担当介護支援専門員が分かるような対応をお願いします。

(2)また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9、当社の居宅介護支援の特徴等

サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上 現任研修等
契約後、居宅サービス計画の作成 支援途中でお客様の都合により 解約した場合の解約料	×	特に頂きません
苦情について	○	管理者 鈴木 みちる

10、秘密の保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。ただし、関係市町村、保健、医療、福祉サービス等には、必要に応じて情報を提供することとする。その場合には、事前に利用者またはその家族から書面による同意を得ておくものとする。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、事業所は従業者との間で、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨の内容を盛り込んだ秘密保持契約書を交わします。

11、虐待防止の推進に関する事項

別紙のとおりです

12、身体拘束等の適正化の推進に関する事項

別紙のとおりです

13、業務継続計画の策定等

別紙のとおりです

14、感染症対策の強化等

別紙のとおりです

15、ハラスメント対策等

別紙のとおりです

16、その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- (2) 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- ①採用時研修 採用後2か月以内
- ②継続研修 年2回
- (3) 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

17、サービス内容に関する苦情

(1) 事業者お客様相談・苦情担当

事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

居宅介護支援センターピースケア三郷 電話 048-954-8969

担当 管理者 鈴木 みちる

(2) その他

当社以外に区市町村の相談・苦情窓口、また国民健康保険連合会の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

三郷市役所 いきいき健康部 介護保険課	048-953-1111
埼玉県国保連 介護福祉課苦情対応係	048-824-2568
流山市役所 健康福祉部 介護支援課	04-7150-6531
野田市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護給付係	04-7123-1353
千葉県国保連 介護保険課苦情相談窓口	043-254-7428

18、当社の概要

名称・法人種別 ピースケア合同会社

本社所在地・電話番号 埼玉県三郷市早稲田4-20-26

定款の目的に定めた事業 1、居宅介護支援事業

年 月 日□

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて
重要事項について説明し、文書を交付しました。

事業者

所在地 埼玉県三郷市早稲田4-20-26

名称 居宅介護支援センターピースケア三郷

管理者 鈴木 みちる 印

説明者 所属 居宅介護支援センターピースケア三郷

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の
説明を受け、内容に同意し交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

